

第五次滋賀県環境総合計画（原案）に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメント等の実施結果

平成30年10月5日（金）から平成30年11月4日（日）までの間、滋賀県県民政策コメントに関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、第五次滋賀県環境総合計画（原案）に対する意見・情報の募集を行った結果、93名（団体）から155件の意見が寄せられました。これらの意見等について、項目ごとに整理し、それに対する考え方を示しました。（なお、県内市町に対しては意見照会を行いました。）

これらの意見に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

また、取りまとめの便宜上、提出された意見は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっております。

なお、意見等の該当ページは、県民政策コメントで公表した「第五次滋賀県環境総合計画（原案）」によっています。

2. 提出された意見・情報の概要

意見の概要	件数
計画全体に関するもの	19
目次	4
はじめに（1ページ）	1
第1章 計画の基本的事項（2～3ページ）	5
第2章 環境政策を進めるビジョン（4～29ページ）	49
第3章 施策の方向性（30～38ページ）	71
第4章 計画の円滑な推進（39～41ページ）	6
合 計	155

○意見内訳 155件

・個人 134件（89名）

・団体等 1件（1団体）

・市町 20件（3市）

計 155件（93名・団体）

3 これまでの経過

- 平成30年 1月30日 環境審議会企画部会 平成29年度第1回会議(諮問)
- 3月27日 環境審議会企画部会 平成29年度第2回会議(コンセプト整理)
- 5月16日 環境・農水常任委員会(計画策定の趣旨説明)
- 5月31日 環境審議会企画部会 平成30年度第1回会議(骨子案)
- 7月11日 環境・農水常任委員会(進捗状況の報告)
- 7月12日 環境審議会企画部会 平成30年度第2回会議(素案)
- 9月6日 環境審議会企画部会 平成30年度第3回会議(答申案)
- 9月12日 環境・農水常任委員会(答申案報告)
- 9月26日 環境審議会答申
- 10月4日 環境・農水常任委員会(原案報告)
- 10月5日～11月4日 県民政策コメント(1ヶ月)

4 今後の日程(予定)

- 11月 定例会議に改定状況報告
- 平成31年 2月 定例会議に上程

「第五次滋賀県環境総合計画(原案)」に対して提出された意見・情報と
それらに対する滋賀県の考え方

NO	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
1	全体	全体	原案の概要では、「多様」の表現が点在しているという印象。自然界の多様性、人の暮らし方の多様化、技術の開発や進歩など、流動的なものを掛け合わせながら、未来を予測しつつ、目標をたてるのはたいへん難しい作業だと感じる。	本計画は、環境問題が複雑化・多様化していること、県民の価値観や考え方、行動の多様化が進むという見通しを踏まえ、目指す将来の姿および目標を設定しています。いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
2	全体	全体	県民が読んでわかるよう、図表をもっと盛り込むべき。	
3	全体	全体	各項目の冒頭に要約文を記述することにより、読み手がだまかに内容を把握した上で、詳しく内容を読んでいくというものにしたほうが、よりわかりやすくなるのではないかと。	
4	全体	全体	第3章以降に、図や表がなく理解づらい。	
5	全体	全体	この計画は、従来の総合計画に比べ見やすい構成になっており、全てのページに行数が表示され、専門用語の解説ページや統計データを用いて記載し、読者が視覚的に情報を受け取れるようにしている。ただ、一般にこの文量の冊子を県民の多くは読まないため、最初の数ページに本計画の簡易まとめをつくるなど、多くの人が総合計画に触れられるようにすべきと考える。	
6	全体	全体	全体として、グラフや図表が冒頭に偏っているため、他の部分にも図やグラフ等も挿入して、内容を理解しやすくしてほしい。	
7	全体	全体	用語解説がある点とグラフのタイトルが見やすい点が評価できるが、全文に「〇〇計画」という名称が多く出てくるため、用語解説とは別に要旨を簡潔にまとめてあると分かりやすいと思う。	
8	全体	全体	計画は図表などが使用されているが、堅苦しく感じた。学生等の柔軟な発想を積極的に取り込んでいくため、より読みやすく、分かりやすい工夫を施してほしい。 また、計画の内容について、経済・社会・環境等あらゆる観点から分析されており、目指している将来像等が具体的に示されている点良かった。 しかし、これらをより多くの県民の人達に知ってもらえるように発信していく力が必要だと思う。計画を作るだけでなく、その存在を発信・伝達することで計画を認知してもらい、様々な意見をもらうことで、次の計画にもつながり、よりよい計画ができると思った。	
9	全体	全体	計画の内容が長いので、先にフレーズで伝え、その後図等を用いて掘り下げて説明されると分かりやすいと思う。周知を重点的にしなければ、意見も少ないと思う。また、伝えようとする内容が多くなれば、文章が多くなるが、その中で端的に伝えられるものがあれば良いと思う。	
10	全体	全体	表現が難しいと感じた。	

NO	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
11	全体	全体	SDGsや共生、国際的な協力といった言葉をキーワードにして、計画が作られていたが、後半のページに用語の解説があり分かり易かった。	計画の内容について、今後も県民の皆さんに分かりやすく発信していきたいと考えています。
12	全体	全体	計画について、自分達が生活している場所のこれからについて、知れたのでよかった。	
13	全体	全体	過去の事例だけでなく、将来的にどうしていけばよいのか書かれている点は評価できる。	
14	全体	全体	これだけの量を実現可能か、難しいと思う。	これまでの環境施策の取組や社会情勢等の変化、今後の環境、経済、社会の見通し等を踏まえ、「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を目指し、各分野の取組の方向性を示しています。計画に示す方向性に従い、各分野において着実に取組を進めていきます。
15	全体	全体	私が大阪府に住んでいた頃は、滋賀県からの水の恩恵をそれほど自覚していなかったが、関西の広い地域で琵琶湖の水を使用しており、滋賀県の環境に異常が起これば、関西中で異常が起こるといっても過言ではない。このため、滋賀県の環境を整える事は極めて重要で、悪化させてはならないが、環境とはデリケートなもので維持するため、絶え間ない努力が必要であり、これからも頑張してほしい。	
16	全体	全体	この原案を考える時に、大学生などこれからの社会を担っていく若者たちを参加させる事で、新しく、柔軟く、誰も発想しないような案ができると考える。	
17	全体	全体	滋賀県が行っている環境政策について、テレビCM等の誰もが見る媒体で発信していくことで、県全体の環境に対する意識も高まるのではないかな。	県が実施した環境施策については、毎年環境白書として取りまとめ、ホームページに掲載するなど、情報発信しているところです。いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
18	全体	全体	次の文章と続いているところもあり、箇条書きというわけでもなく、「○」や「・」で区切る意図が分からない。	文章構成上、読みやすさも考慮し、より重要な文脈冒頭には「○」を、それ以外の文脈冒頭には「・」を付けています。
19	全体	全体	本計画のみならず滋賀県の部門計画全般における基本的事項として「SDGsの視点」が明記されると思われるが、SDGsをとりあげるのであれば、「視点」では曖昧なため、もう少し具体的な表記が必要と感ずる。 すでに、内閣府の地方創生推進において「SDGs未来都市」が選定されている状況を踏まえると、数年前にシンポジウム等の開催などで先行した滋賀県のSDGsの動きは、残念ながら「取り残されている感」が否めない。「啓発から行動」へシフトしつつある他の自治体に追いつくには、準備作業としての「17目標との紐づけ」に加えて、「169のターゲットレベルにおける貢献の測定」が必要になる。例えば、本計画の「施策の方向性」ならびに「参考指標」と、「169ターゲット」の関連整理が求められる。 さらには、それを実現するための人材・組織形成も重要テーマとなる。「SDGsの視点を活用する」とは、本来、そのようなことまで踏み込まなければ意味がなく、このままでは、「SDGsウォッシュ」(実態が伴っていないのに、上辺だけSDGsへ対応しているように見せかけていることを指す。)と言われかねない。引き続き、SDGsを明記するのであれば、本計画においては、せめて、上述のような整理を行うといった記載は必要ではないかな。	本計画においてSDGsの視点を活用するということは、「環境が持続可能な経済・社会活動の基盤であるという関係性を踏まえ、環境と経済・社会活動の持続可能性を同時に実現し、健全な循環を構築する」ことと整理したところです。その上で、目指す将来の姿および目標を設定し、その実現に向けて施策を進めることとしており、本計画に示す方向性に従い取組を進めることは、SDGsに対応するものと考えています。
20	目次	目次	頁番号の位置が揃っていない。	御意見を踏まえ、修正します。

NO	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の方針
21	目次	目次	他の章は(1)(2)であるが、第3章のみ1-1、1-2・・・となっているのはなぜか。	第3章は「施策の方向性」であり、施策の4つの柱と10の分野の関係性を分かりやすくするため、見出しの前の数字は4つの柱のそれぞれの数字を、後ろの数字はその柱の内では何個目かを示しています。
22	目次	目次	用語解説があり、分かりやすいが、最初の目次に用語解説の存在を明記しておいて欲しいと感じた。	冊子にする際に、用語解説がある旨を目次に明記することとします。
23	目次	目次	3 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着 → 3 持続可能な・・・	御意見のとおり、修正します。
24	はじめに	はじめに	人口減少や高齢化に伴い発生する環境面の課題を加えることは、大変、重要なことと思う。そこで「～本県もかつて経験したことのない高齢化と人口減少局面迎えます。」以降に、以下のような表現を更に追加してはどうか。 「これは、地域の担い手の変化や減少に伴い、長年にわたり続いてきた地域の環境保全活動が困難になることを示唆しています。」	この文脈は計画を策定する上での前提条件のみを示しており、ご指摘の人口減少や高齢化については、これらを含めた「将来の環境に影響を与える要素と2030年の環境の見通し」として22ページから、そのプラスに働く要素も含め、影響や見通しを示しており、原案のとおりとします。
25	1章	2	計画名称に関することなので、必須ということではないが、「環境の保全に関する施策を～」とあるものの、すでに、取り扱い対象が環境の「保全」の範囲を超えた、良い意味で意欲的な内容になっているように感じる。さらには、基本構想の部門別計画としての役割を担うという面もあり、この「保全」という表現では物足りないように感じた。	この計画については、滋賀県環境基本条例第12条の「知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を定めなければならない」との規定に基づき策定していますので、原案のとおりとします。
26	1章	3	この計画は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の影響を大きく受けている。初めて計画を見る人に分かりやすくするため、背景の中で、この「2030アジェンダ」について、もう少し詳しく触れてもよいのではないかと。	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とSDGsについては、この計画を構成する「環境保全に係る新たな考え方」として多大な影響を与えており、この計画にて取り入れた主な考えとして、21ページの3行目に記載しており、原案のとおりとします。
27	1章	3	計画の期間が、従来の5年程度から、12年間とされたことは、環境施策の総合性や長期的視点の重要性からみて、大変、素晴らしいと思う。	各分野別計画より長期的な視点から方向性を示すため、SDGsの目標年次を踏まえ、12年間の計画期間としています。
28	1章	3	SDGsと並行して計画が立てられ、目標年次が同じであるため、比較と点検がしやすくて良い。	いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
29	1章	3	計画の期間の12年間の理由が分かりにくかったので、もう少し明確に書かれていたほうが分かりやすいと思った。	計画期間が5年程度である各分野別計画では、近年、施策が総合的に進められつつあり、環境総合計画においては、より長期的な視点から、目標と施策の方向性を示すことが求められています。 加えて、SDGsおよび滋賀県基本構想の計画期間との整合も考慮し、計画期間を12年間にするものであり、今後も県民の皆さんに分かりやすく発信していきたいと考えています。
30	2章	6	ボランティアの参加が多いというのは良いことだと思う。特にまちづくりについての行動者率が高いのは、地域社会への関心を示しているのではないかと。原因やそれを成立させる環境等について説明すれば、環境への取組の推奨にも役立つと考える。	本県は、石けん運動に代表される県民による主体的な環境保全の活動を礎として築かれた「環境自治」を推し進めてきたところであり、こうした背景がボランティアの参加が多いことに表れていると考えられます。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。

NO	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
31	2章	6	滋賀県のボランティア活動への参加率が全国より高いところや、学生やNPOなどの若い世代の地域社会への様々な参画が見られ始めていることも評価できる。若い世代が参画する人数を増やすためには、“うみのこ”だけでなく、中・高校生に対しても環境だけでなく、まちづくりのための活動を授業に組み入れることが重要である。まちづくりなどは、特に身近な問題として意識してもらうことが大切であり、そのために実際にまちに出て問題などを発見して話し合うなどの授業を導入すべきである。	県では、地域団体や学校等が実施する環境学習や環境活動に対する取組支援、地域の世代を超えた様々な方が参画する体験活動の実施等により、若者を含む県民が、学校教育や生涯学習を通じて環境や地域について知り、考える機会の充実等を図っています。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
32	2章	6	「」の位置がずれている。	御意見のとおり、修正します。
33	2章	8	「人工知能(AI)、モノのインターネット化(IoT)が、環境保全の分野にも大きな影響を与える」とあるが、良い影響、悪い影響、どちらも、どういうものが考えられるか具体例があると想像しやすい。	この計画は期間を2030年までとしていることから、「将来の環境に影響を与える要素と2030年の環境の見通し」として、人工知能(AI)、モノのインターネット化(IoT)などの技術革新に関して、「環境保全に係る新たな技術や機器の活用が進むと共に、新たな環境配慮型の製品やサービスが出現し、普及が進んでいる。」などを見通しています。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考とさせていただきます。
34	2章	9	県全体として、マイバッグの持参等の環境配慮行動を進めると、一般廃棄物だけでなく産業廃棄物も減少していくと思う。また、第四次計画を見直し、観点ごとに改善方法を提案している点は良い。	県では、日常生活や事業活動における環境配慮の行動の例を示す「環境への配慮のための指針」を定めており、事業活動においても環境配慮行動により廃棄物の減少等につながると考えています。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
35	2章	9	環境学習について、「人育て」と「社会づくり」を同時に連動させることを歯車の「ギア」を用いて説明しており、また10ページの図も「ギア」のイメージ図もあり、非常に分かりやすい。	県では、環境学習推進計画を策定しており、その展開方向の一つとして「人育てと社会づくりがつながる『ギアモデル』」に示す「人育て」と「社会づくり」の双方がかみ合った歯車のように連動して進むことを、推進の基本的な考え方としています。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考とさせていただきます。
36	2章	10	環境学習について、「人育て」と「社会づくり」の双方のかみ合った歯車のように連動して進む「ギア」のイメージを言葉だけでなく図示化してわかりやすかった。	計画の内容について、今後も県民の皆さんに分かりやすく発信していきたいと考えています。
37	2章	10	図8からは、マイバッグ持参率等の高さとの関係性が見えない。また、なぜマイバッグ持参率等の高さが、環境保全の取組の広がりを示すことになるのか。	図8は「家庭1世帯当たりのエネルギー使用量、1人一日当たりのごみ排出量」であり、マイバッグ持参率の高さはレジ袋削減へ、さらにごみの排出量削減につながっていると考えられます。 本県ではマイバッグ持参運動やレジ袋の無料配布中止の取組等を実施し、消費者の環境配慮意識の醸成やライフスタイルの転換を促してきており、マイバッグ持参率等の高さは、県民や事業者による環境保全への取組の広がりを見せていると考えています。

NO	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
38	2章	10	「事業者による環境負荷の排出削減の取組はもちろん、」とあるが、環境負荷の排出とは、どういったものを指すのか。環境負荷の説明もなく、分かりづらい。	「環境負荷」については、原案巻末の用語の解説にて「(環境)負荷」を「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障原因となる恐れのあるもの。」と説明しており、具体的には事業者の排ガスや排水などになります。御意見の趣旨を踏まえ「事業者による環境負荷の削減の取組はもちろん、」と修正します。
39	2章	12	「事業者の排出削減」とあるが、何の排出削減でなのか分からない。	この文言直後の「琵琶湖への流入負荷量」の低減の原因を説明する文脈であり、原案のとおりとします。
40	2章	12	「水草の大量繁茂、外来生物の侵入・定着など、」とあるが、水草や外来生物の推移についても図示したほうが分かりやすい。	計画を印刷する段階で、図示や写真を入れるなど工夫したいと考えています。
41	2章	12	以下の表現で「湖内の植物プランクトンの種類は大きく変化し、異臭の発生や漁網への付着なども見られるようになりました。」と下線部分を追記すべき。	この文脈は、近年における生態系に関する新たな課題の顕在化の例を挙げている部分であり、より代表的なものとして「漁網への付着」を例示しているもので、「異臭の発生」については、近年に限定されず起こっていることから、原案のとおりとします。
42	2章	13	「里山や内湖に代表される二次的自然の荒廃、」とあるが、二次的自然とは何か。また、内湖は二次的自然に該当するのか。	この計画において「二次的自然」は、「人と自然の長年にわたる関わりの中で形成されてきた自然」の意味で用いています。内湖についても、人々の生活、特に漁撈を中心とした関わりの中で維持・形成されてきた自然の一つであり、里山とともに「二次的自然」の代表的なものです。
43	2章	13	図16で外来魚推定生息量の推移を見ると、平成25年に大きく減少し、平成26年には前年に戻り増加しているが、文章の外来種が増えていたりという表現は少し違うのではないかと思います。	御意見を踏まえ、御指摘の箇所を「希少な野生動植物種の数が増加傾向にあることや、外来魚による琵琶湖生態系への影響も継続していることなど、私たちは身近な環境の変化にも気づきにくくなっていると考えられます」と修正します。
44	2章	15	「彦根の年平均気温の経年変化」について説明文がなく、なぜこの図が載っているのか分からない。	この図の前のページは、低炭素社会とそれに係る取組が求められることになった「気候変動」について記述した文章となっており、「彦根の年平均気温の経年変化」の図は、その傾向等を年平均気温により示しています。
45	2章	15	「人間の活動によって生じた環境負荷」とあるが、これにはどのようなものがあるか具体的に記述したほうがよい。	「環境負荷」については、原案巻末の用語の解説にて「(環境)負荷」を「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障原因となる恐れのあるもの。」と説明しています。いただいた御意見を踏まえ、用語の解説などにおいて、県民の皆さんに分かりやすいものとなるよう、工夫していきたいと考えています。
46	2章	16	家庭の廃棄物は、マイバック持参運動や省資源化により排出量は減少していると書かれているが、産業廃棄物の排出量が横ばいである理由をグラフを貼るだけでなく、どの分野を排出量削減に向けて改善を促進させて行くべきなのかを示して欲しい。	産業廃棄物の排出量については、これまで削減の取組が進められた結果、横ばいとなっているものと考えています。具体的には、計画に示す方向性に従い、各分野において取組を進めていきます。

NO	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の方考え方
47	2章	16	「発生抑制(Reduce:リデュース)や再使用(Reuse:リユース)に重点を置きつつ、再生利用(Recycle:リサイクル)を含めた3Rの推進」となっているが、3Rの具体的な政策が書かれていないので、「マイバックの推進により発生抑制し、それを何度も再使用し、古くなって使えなくなったらリサイクルに出す」というように例を挙げた方が分かりやすいと思う。	今後の施策の方向性については、34ページの「2-3 循環型社会」に記載しており、分野別の計画は、この計画が示す基本的方向性を取り込み課題の解決に向けた具体的な施策を進める役割を担います。いただいた御意見は、取組を進める上で参考とさせていただきます。
48	2章	19	「などにおいて取り入れられ始めています。」とあるが、県の計画であり、「取り入れ始めています。」とすべき。	この文脈では、「SDGs」や国の環境基本計画における「地域循環共生圏」などの環境保全に関する新たな考え方が、県だけでなく県内市町において、計画に取り入れられはじめていることを表現しているものであり、原案のとおりとします。
49	2章	22	滋賀県では、これから少子高齢化が進むと予想されているので、これから対策を考える必要があると感じました。	計画の策定に当たっては、かつてない高齢化や人口減少局面を迎えることを踏まえて策定しています。いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
50	2章	23	「琵琶湖の再生と継承」について、水質やプランクトンなどの問題には触れているが、琵琶湖の在来種は水質やえさなどの影響よりも外来種などの敵が存在することによって個体数が減少していると思うので、外来種問題についてもう少し触れるべきだと思う。	この計画で、外来種問題について13ページの(2) 環境の状況(第四次計画の点検・評価)の(生物多様性)にて記載をしています。いただいた御意見は、取組を進める上で参考とさせていただきます。
51	2章	23	以下の表現で「ただし、水質が改善されても、水源から琵琶湖へと続く水生生物の縦断的な移動の連続性をはじめとする魚介類の産卵環境や生息環境が改善され、水質～プランクトン～魚介類の有機物のつながりが回復し、生態系のバランスが改善されなければ在来魚介類の回復にはつながりません。」と下線部分を追記すべき。	御意見の趣旨を踏まえ、「ただし、水質が改善されても、森・川・里・湖のつながりのもとで魚介類の産卵環境や生息環境が改善され、水質～プランクトン～魚介類の有機物のつながりが回復し、生態系のバランスが改善されなければ在来魚介類の回復にはつながりません。」と下線部分の文言を追加し、修正します。
52	2章	23	外来魚対策について、外来魚の生息個体数や漁業被害額の減少等、具体的な成果を示したほうがわかりやすく、県民のやる気も上がるのではないかと。	県では、外来魚の生息量を毎年度公表するなどしているところです。いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
53	2章	23	「2030年の環境の見通し」として、「琵琶湖の在来魚介類の餌環境や生物多様性に改善の兆候が現れています。」とあり、現状認識等で記述がないが、見通しで突如「改善の兆候」が現れるのはなぜか。	在来魚介類については、12ページ5行目で「在来魚介類の減少」と現状認識を記載しています。「改善の兆候」に関しては、現在、水産試験場が琵琶湖環境科学研究センターなどと連携し、研究を進めるとともに、対策を検討しており、遅くとも12年後の2030年までには一定の成果が挙げられているとの見込みを示したものです。現時点でも、ニゴロブナやホンモロコシの漁獲量には一定の改善傾向が見られています。また、ここでいう「2030年の環境の見通し」とは、現在策定されている計画の目標や将来の施策の進捗などを勘案(推定)し、不確実性はあるものの確からしい2030年の環境の姿を示したものです。

NO	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の方針
54	2章	23	「再生可能エネルギーの利用が拡大します」とあるが、現時点での滋賀県の再生可能エネルギーの普及状況と2030年までにどのくらいの利用拡大を目指しているのか示した方がよいと思う。	県では、新しいエネルギー社会の構築に向けた長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進するため、2016年3月に2030年までを計画期間とする「しがエネルギービジョン」を策定し、その目標を定め、普及状況についても毎年まとめている。
55	2章	24	環境、経済、社会を見つめた、バランスの悪くない計画となっている。また、SDGsやパリ協定等の世界にも通用するような項目が挙げられており、グローバル化が進む社会においても指標になるような計画だと思う。	SDGsやパリ協定等の社会情勢の変化等を踏まえた計画としています。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
56	2章	24	「人間活動に伴い発生する環境への負荷(以下「環境負荷」という。)」とあるが、環境負荷という記述は、10ページですすでに出ているので、ここでの記述は適さないのではないかな。	「環境負荷」については、10ページをはじめ他の箇所でも使用していることから、御指摘の「(以下「環境負荷」という。)」の文言は削除します。
57	2章	25	「目指す将来の姿」と「目標」についての意見になるが、人にはそれぞれの守りたいものや価値観があり、例えば生活の中でやむを得ず自然環境に負荷をかけている人がいるが、代わりに多額の納税を行ったり、寄付や環境ボランティアに熱心な人がいるなど、それぞれの事情で生きている。 ただ、一度人の手により破壊された自然は易々と元姿には戻らず、回復したように見えても、それは人工的なもので、自ずと元に戻った訳ではない。 一度人の手により破壊された自然に、再び人の手が入ることが正しいのか分からないが、人と人との関係も含めた理想の姿を現す、全てにおいて通じるキーワードとして「思いやり」という言葉が挙げられると考える。 「思いやり」がない社会には、理想も将来も目標も存在し得ない。計画目標の「健全」とは、「思いやり」がある状態であると考えている。	原案においても、「県民の価値観の多様化が進み、環境保全についての考え方や行動も多様化が見込まれる」としており、御意見のように、異なる価値観を持つ人に対しても理解に努め、「思いやり」をもって柔軟に連携し、健全な循環の構築につなげることが重要と考えています。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
58	2章	25	琵琶湖環境を森・川・里・湖の4つに分けられることについて、それぞれの詳細を書いてはどうか。	「森・川・里・湖」について、用語の解説において詳細を記述することとします。
59	2章	25	SDGsや循環型社会の考え方を踏まえた目標を記載しているが、それら2つの考え方によってどのような影響があるのか、そもそもSDGsや循環型社会とは何なのか、他自治体の事例なども記載して分かりやすくしてはどうか。	この計画において、SDGsや循環型社会が何なのか、どのように影響を与えているかについては、19ページからの「環境保全に係る新たな考え方」および24ページからの「2 目標・視点 (1) 目指す将来の姿」にて説明をしています。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考とさせていただきます。
60	2章	26	滋賀県が目指す将来の姿や目標や取組が明確に記されていて、分かり易かった。 「目標」については、琵琶湖がある滋賀県が環境保全を率先して取り組むことで、日本全体の環境も良好になるという良い循環が起こると考えられ、この目標は滋賀県にふさわしいと考える。	計画の内容について、今後も県民の皆さんに分かりやすく発信していきたいと考えています。 計画に示す目標を目指して、各分野において取組を進めていきます。

NO	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
61	2章	26	滋賀県の地域資源としては、琵琶湖の水資源や木材、ヨシなどが挙げられるが、これ以外にも地域に暮らす人々や文化も重要な資源であり、これらを有効に活用し地域経済を活性化させるシステムをつくるためにも、地域住民が地域資源の大切さに気付くことが重要だと考える。 新潟県上越市では、雪を公共施設の冷房利用や野菜の貯蔵のための雪室に利用、その野菜をブランド化するなど、環境問題と地域の活性化の両方に取り組んでいる。地域資源の活用例として提案する。	経済・社会システム等あらゆる観点からのイノベーションの創出が必要であるとしており、これには地域資源の大切さ、価値や魅力に気付くことも含まれます。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
62	2章	26	滋賀県における地域資源は多いと思うが、認知されているものは極端に少なく、滋賀県の長所や資源をどう活かしていくのが今後の課題と考える。	
63	2章	26	「同時に、循環が持続可能であるためには、地域内だけでなく、異なる地域が～」に関しては、地産地消を進める過程で起きる問題に対する目配せが入っており、大変、わかりやすいと思う。 一方で、「異なる地域」の範囲は、次項で整理されている「琵琶湖流域」に留まっている。この際、滋賀県が長年にわたり進めてきている「湖沼や水環境をテーマとした国際関係」を、広い意味で「循環」ととらえることはできないか。「県内循環」「流域循環」「国際循環」といった整理になると思われるが、世界中のまちが、それぞれのまちの循環の実現を助け合うというイメージである。	「異なる地域」については、この計画では、26ページ16行目で「県内だけでなく下流府県をはじめとするあらゆる地域、さらには国際社会との間においても地域資源を介して相互に支え合う関係をつくることが求められます。」としています。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
64	2章	27	環境という大きく、画一的な、回答のない課題に対して「こうすべき」ということを定義することはとても難しい。 しかし確実に言えることは、環境負荷の軽減や、SDGs活動のような未来に向けて、ベクトルを合わせて進んでいくべきだということ。 その点で、今回県でまとめられている「共生」、「守る」、「活かす」、「支える」、「協働」という3つのキーワードは、方向性としてはとても共感する。 強いというなら、少しキーワードが大きすぎて、あまり色が見えないので、各方向性は維持したまま、もう少し県民がイメージしやすいキーワードを探してみると、やるべきことが見えやすくなるのではないかな。 例えば、「共生」→相手の良さを認め、自分の我を少し抑える 「守る」「活かす」「支える」→地域資源を活かすことで、保全する方法を考える 「協働」→行政・民間団体・県民個人がそれぞれの宿題を作って、やる というような。 個人的には、滋賀が日本の未来(2030年)の豊かな社会を定義したときの、ランドスケープモデルになるというような方向性だと思っていますので、今後とも環境政策、頑張ってください。	計画はSDGsの視点も取り入れたものとし、計画に示した方向性に従い、県民に分かりやすく伝えることも含め、各分野において具体的な取組を進めていきます。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
65	2章	28	生活していくなかで、自然と人が共生することは必要不可欠であると思うので、共生について記述されていてよいと思った。	共生の視点を踏まえ、計画に示す方向性に従い、取組を進めていきます。
66	2章	28	「守る」取組の土台となる、「自然と人」、「人と人」、「地域と地域」の3つの共生関係づくりを進めると記載しているが、どのようにその共生関係を作っていくのか具体的に記載するともっとよいと思った。	この計画において「3つの共生」は、目標とする「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を実現するための施策展開の3つの視点のひとつとして挙げており、この視点を踏まえ、各分野別の施策・取組を着実に進めることとしています。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考とさせていただきます。

NO	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
67	2章	28	施策展開に「共生」の視点が必要とあるが、人もまた、自然に存在する生物種であり、自然の一部である。そのため「自然と人との共生」は、人を自然と隔離した表現になるため、人と自然が共に生きることは当然の前提として、目標にアプローチして欲しい。	共生は、互いに生かし生かされ、共に生きている関係にあることを表しているものであり、「自然と人との共生」は、里山や内湖、農地など、人が働きかけた二次的な自然も含めて、地域の生態系と人との間に成り立つものです。 こうした考えのもと、共生等の視点を踏まえ、各分野において取組を進めていきます。
68	2章	28	問題を解決することで新たに起こる問題があり、難しい。	施策展開に当たっては、トレードオフの関係の解消に努めると同時に、各施策・取組の相乗効果を高め、課題の同時解決につなげることが必要である旨を記載しているところです。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
69	2章	28	「人が働きかけた二次的な自然も含めて、」は「人が働きかけた二次的自然も含めて、」とすべき	一般的に「二次的な自然」と「二次的自然」のいずれも使用されますが、文章の流れを考え、より自然な表現として、原案のとおりとします。
70	2章	28	現在、米や国産木材は需要があまりなく、木材においてはスギ、ヒノキ等の人工林による占有が数多く見られるが、このような現状からどのように「自然と人との共生」を実現できるのか。	県産材の利用促進、新たな技術を用いた木材需要の創出を通して、「自然と人との共生」の視点で取組を進めていきます。
71	2章	28	魚のゆりかご水田や県産材のエネルギー源としての利用は、持続可能性があると思われる。	御意見をいただいた魚のゆりかご水田や県産材のエネルギー利用等については、取組を進めているところです。
72	2章	28	「施策展開の三つの視点」の二番目は、説明順のとおり「支える」「守る」「活かす」という順序がよいのではないかと。	環境を「守る」取組により、地域資源の価値や魅力を高め、それらを「活かす」ことで、さらなる「守る」取組へとつながる循環を実現することとしており、それらを「支える」取組として環境学習等があるという関係にあることから原案のとおりとします。
73	2章	28	「守る」「活かす」「支える」とあり、環境を守るだけでなく活かすことで環境循環を持続的にできるのは良いなと思った。	計画に示す方向性に従い、取組を進めていきます。
74	2章	28	琵琶湖を「守る」ためには「活かす」ことが好循環の起点となるという点で、その根本に未来への教育として「教える」ということをしていくと良い。	調査研究や環境学習等の「支える」取組のもと、「守る」「活かす」の循環を持続的に進めていく視点が重要としているところであり、環境学習等の取組には「教える」という要素も含まれると考えています。
75	2章	29	「琵琶湖モデル」という単語は、「琵琶湖」とあり、滋賀県固有の取組であることが分かりやすくインパクトがある。	いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
76	2章	29	若者が祭りやイベント、自治体の会合等の地域社会へ参加できていない理由として、そもそも興味がないこと、参加者に年配の方が多く入りづらいことがある。 また、NPO活動についても、経験を積むことを目的としたり、興味がある人は参加し、興味が無かったり、アイデアを出せないと感じる人は参加したくないということである。 まず、若者が興味を持てるような環境づくりが求められており、若者が教育現場などで「知る」と「考える」ことが求められていると考える。	県では、地域団体や学校等が実施する環境学習や環境活動に対する取組支援、地域の世代を超えた様々な方が参画する体験活動の実施等により、若者を含む県民が、学校教育や生涯学習を通じて環境や地域について知り、考える機会の充実等を図っています。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。

NO	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
77	2章	29	若い世代の地域社会への参画は、現在あまり多いとは言えないが、同世代が多く気軽に参加できるイベント内容なら、若い世代も地域社会に興味をもつ機会となるのではないかと考える。 また、観光などでその土地に足を運ぶことで、その地域の良さを自分で感じる事が大切であり、若者が楽しみながら地域の魅力に触れられる機会であれば更によいと考ええる。	
78	2章	29	若い世代が地域社会に参画していくために、SNSなどでの情報発信やイベントの開催が、地域資源の活かすためには、都市へのアンテナショップの開設や姉妹都市間のアピールなどが考えられるが、私たちがまず地元を好きになることから始めなければならない。 地元を好きになることで、まちおこしやNPOに興味を持つことになるため、実際に地元へ足を運んだり、イベントに参加し、地元を知る事が私たちにできることだと考える。	
79	3章	30	各項目に関して施策の方向性とあわせ「参考指標」を提示したことは、大変、わかりやすく意味があると思われるが、できる範囲で、定性もしくは定性表記であっても良いのではないかと。具体的な表記は妥当性が問われるため、詳細な検討を抜きにした記載は難しいかもしれないが、この指標が「2目標・視点 (1) 目指す将来の姿」の具体イメージを喚起する役割も担っていることから、せめて、定性的な表現はあったほうが理解しやすいように思う。	計画の進行管理として、分野別計画等の進捗状況の評価を活用するとともに、参考指標等を確認し、変化する「環境」「経済」「社会」の状況を把握し、効果的な施策が講じられているかどうか点検することとしています。 その評価に当たっては参考指標の増減等のみでなく、具体的にイメージできるよう検討します。
80	3章	30	示されている参考指標がどのような数値または状況になればよいか明記したほうが、読み手に対する意識づけにもなると思われる。	
81	3章	30	海外の自然公園では、パークレンジャーが環境美化や保全を行っているところがある。観光資源として琵琶湖をさらにPRするに当たっては、そのような「見られる」ことを意識した環境改善が必要不可欠ではないか。	県では、びわ湖の日等を環境美化の日と定め、県民、事業者、各種団体等とともに一斉清掃活動を行うなど、美しい環境を保全するため取り組んでいるところです。 いただいた御意見は、環境美化・保全の取組を進める上で参考にさせていただきます。
82	3章	30	市民レベルの取組とともに、琵琶湖のクリーンアップを進めてはどうか。	
83	3章	30	琵琶湖を取り巻く環境が悪化していることに危機感を感じる。水草の大量繁茂や水草からの異臭なども発生しており、問題は深刻化している。 除去には多額の費用がかかり、財源は厳しいと思うが、景観保全、県民のため大規模な除去作業を毎年行ってほしい。	県では、水草の除去作業を実施しており、更に水草除去に係る新技術の開発支援等を実施しているところです。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
84	3章	30	琵琶湖の水質がどう悪く、どれくらい悪いのか、生物にどのような影響を与えているのかを、皆がよく理解していないが、これは琵琶湖の水質が生活に直接支障を及ぼしていないからとも考えられ、今の滋賀の現状を知りえるものがあればよいと考える。 一説には、琵琶湖の透明度が上がり、水草が増えたとも言われるが、琵琶湖にとって何がよいのか、不自然なきれいさということなのか、人間が汚す前の琵琶湖の水の状態に戻すことが必要なのか、そんなことは可能なのかということ考えた。	県では、琵琶湖の水質の測定データや環境に関する取組について環境白書に取りまとめ、広く県民に発信しているほか、ホームページ等において適宜情報を公表しています。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
85	3章	30	「魚のゆりかご」の保全再生に取り組むのなら、参考指標に状況を入れたほうが良いと思う。	「魚のゆりかご」については、「琵琶湖の水質」「琵琶湖の植物プランクトン」「琵琶湖漁業の漁獲量」等の指標を用いて総合的に評価します。

NO	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の方考え方
86	3章	30	「魚のゆりかご」を実現するには、現在の琵琶湖の環境を大きく変える必要がある。湖岸道路の一部を橋にして、琵琶湖と水田をつなげると良いのではないか。また、琵琶湖の水位の調節は大切だが、魚の産卵期には水位を高く保つよう調節することはできないか。	「魚のゆりかご」の実現について御提案いただいたように、県においても魚のゆりかご水田や内湖の再生事業などを通じ、魚の目線で琵琶湖とのつながりの再生の取組を進めており、琵琶湖の水位についても、環境に配慮した調節等の取組が行われています。 いただいた御意見は取組を進める上で参考にさせていただきます。
87	3章	30	追加項目として「海洋と同様に琵琶湖に漂着もしくは沈んでいるプラスチックごみについては、マイクロプラスチックの問題や、景観の観点から流出源での対策を行うとともに、現状のごみについても計画的に除去を行う。」と記述すべき	プラスチックを含む廃棄物の排出削減については、循環型社会の分野において記載しています。 また、マイクロプラスチック問題を含め、琵琶湖環境の保全等に関連する最新の研究成果や知見については、これらを集積するとともに、必要に応じて県民に向けて発信していくことを調査研究の分野において記載しています。
88	3章	31	どのようにしたらNPOのイベントやボランティアの参加につながるか、課題としては参加の方法が分かりづらいということや東京オリンピックのボランティア活動でも出ているが、ボランティアの概念を改善していく必要があるとともに、若者の参加促進については、若者が参加している動画が有効であるとする。	いただいた御意見は取組を進める上で参考にさせていただきます。
89	3章	31	暮らしに関する参考指標としては、ごみ問題のウェイトは大きいと考えられる。	ごみ問題に関する参考指標は、定点観測による散在性ごみ個数等、循環型社会の分野において記載しています。
90	3章	31	山や河川と虹を組み合わせた写真コンテストにより景観や自然の保全を県民に呼びかけてはどうか。	いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
91	3章	31	期待したいのは、びわ湖の活力の元ともいえる森林資源がゆたかに循環できる仕組みである。森林にかかわる人材は湖国にぜひとも必要な力であり、「グリーンインフラ」は、今後キーワードとなる。	県では、県産木材(びわ湖材)の利用推進、森林に関わる人材の育成について取組を進めているところであり、グリーンインフラの取組についても今後検討していきたいと考えています。
92	3章	31	「生物多様性の確保・森林の多面的機能の発揮」に係る施策の方向性の中で、「・地域資源の活用、地産地消の推進、生産活動における環境への配慮に関する認証など、経済・社会活動に生物多様性への配慮を組み込む取組を進めます。」と「・県民が生物多様性について知る、気づく、考える機会を設け、理解の促進を図ります。」の二つについては、効果が十分伝わっていないと感じる。 滋賀県は地域資源の活用、地産地消の推進は十分施策が機能していると思うが、その活動における環境への配慮は県民には伝わっていないと思われる。また、生物多様性に関して県民が知る機会は少なく、理解度が深まっているとは言えないと考える。この意見を参考にさせていただけたら幸いである。	県では、地産地消を推進する「おいしがうれしが」キャンペーンや、生きものを守り、自然資源を持続的に利用されている事業者を応援する「しが生物多様性取組認証制度」等の取組を進めているとともに、環境への配慮のための指針において、これらの行動が環境への配慮につながることを発信しているところです。 引き続きこれらの取組を進めるに当たっては、いただいた御意見を参考とさせていただきます。
93	3章	31	持続可能な社会を築くために、人を育て、社会を変化させるため、環境学習は効率的な方法だと思いつともに、下水道の整備や排出削減の取組を行い、琵琶湖への流入負荷量を低減していることは、良い取組だと思う。 一方、琵琶湖の生態系バランスの崩壊が進展していることに、少し不安を感じており、在来魚介類の減少、外来生物の侵入・定着について改善してもらいたい。	学びから行動につながる「ギア」を意識した環境学習や、下水道の整備等による汚濁負荷の削減対策、また、オオバナミズキンバイの除去等の外来生物対策を引き続き推進していきます。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考とさせていただきます。

NO	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
94	3章	31	施策の方向性の一つ「琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用」があまり出来ていないと感じる。琵琶湖にはブラックバスなど外来種が多く、それ目当てに違法に釣りをする人がいます。外来種による生態系の崩壊をなくすため、琵琶湖での釣りを全面的に合法化し、外来種を減らした方がよいのではないかと思います。	県では、平成15年に「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」を施行し、琵琶湖でのレジャーのルール(琵琶湖ルール)の定着を進めています。琵琶湖の豊かな生態系を保全するため、外来魚のリリース(再放流)を禁止し、湖岸や漁港に回収ボックスや回収いけすを設置するとともに、外来魚の釣り大会を開催するなど外来魚の駆除に努めています。
95	3章	31	緑が増えすぎても良くないし、環境を良くしようと思ってしたことが逆に環境を悪化させる原因にもなり得るということが分かり、環境問題は慎重に取り組まないといけないと感じた。	本計画でも、環境に適切に関わるとともに、施策・取組間のトレードオフの解消に努めること、相乗効果を高め課題の同時解決につなげることが必要としているところであり、こうした観点で取組を進めていきます。
96	3章	31	自然と人が共生していくために、動物の数を調整するのは良い事なのか、共生していく事として正しいことなのか、難しい問題である。	いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
97	3章	31	人口減少の1つの原因に結婚できないことがある。琵琶湖の外来魚を釣り、それを参加者で調理するという婚活を自治体を実施すれば、外来魚駆除およびカップル成立に効果があると思うので、ぜひ実施してほしい。	御意見の取組が他の自治体で取り組まれていることは承知しているところです。いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
98	3章	31	侵略的外来種についての学習があってもよいのではないか。琵琶湖博物館等で影響に関する解説があっても面白い。	県では、県民の皆さんと協働で侵略的外来種の除去や駆除の取組を進めているところです。いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
99	3章	31	外来魚の食材としての認知度が向上すれば、釣った外来魚を持ち帰ることにつながり、個体数の減少につながるのではないか。	県内ではブラックバスを用いた料理が提供されるなど、外来魚を食材として活用される取組が見られるようになってきているところです。いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
100	3章	31	生物多様性について知る、気付く、考える機会の具体的な例がほしい。	「びわ湖フローティングスクール」や「やまのこ」等の学習の機会や、琵琶湖博物館の充実を図ることが、県民の皆さんの生物多様性への理解の促進につながると考えています。具体的には、計画に示す方向性に従い、各分野において取組を進めていきます。
101	3章	31	県民が「生物多様性」について知る機会があることはとても大切だと思われるが、子どもたちは講演会等には参加しないと思う。学校を回って教えることも良いと思う。	「びわ湖フローティングスクール」や「やまのこ」等の学習の機会、また、環境学習事業として出前講座を実施するなどの取組を進めているところです。いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
102	3章	31	放置林対策をはじめとする新たな森林管理システムはとても重要であると思うが、新たな森林管理システムについてもう少し詳しく記述がほしい。また、その対象は県が所有している保全林か、すべての森林が対象なのか。	県では、今般、森林・林業を取り巻く状況の変化や、新たな森林経営管理制度の創設に対応し、市町が中心となつて行う放置森林の整備の推進など新たな課題に対応するため、「琵琶湖森林づくり基本計画」の見直しを進めています。
103	3章	31	放置林対策など新たな森林管理システムについて、林業の産業としての存続に厳しい点があると思うので、なぜ、放置林になっているのかなど現場をリサーチし、市町よりも小さい規模でも考えた方がよい。	具体的には、いただいた御意見を参考にしつつ、計画に示す方向性に従い、各分野において取組を進めていきます。なお、森林経営管理法の対象には民有林も含まれています。

NO	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
104	3章	32	林業に就職する人を確保することは困難と思うが、県がどのような取組を行っているか、具体的なことを記載したほうが興味を持つ人が増えるのではないか。	県では、様々な世代を対象に木材利用への愛着を高めるための「木育」の推進等に取り組んでいるところです。 具体的には、計画に示す方向性に従い、各分野において取組を進めていきます。
105	3章	32	最近の子供達は、里山や森林といった身近な自然に関わる機会が減っているのではないかと感じる。林業に関わる人材育成や次代の森林を支える人づくりを進めることが必要であり、環境学習により自然にふれることで、里山や森林の良さ・大切さなどを感じてもらえるのではないかと考える。	県では、学校教育の一環として、県内の森林環境学習施設で体験型の環境学習を行う「やまのこ」を、平成19年度から小学4年生を対象に実施しています。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考とさせていただきます。
106	3章	32	地域資源を活かした新たなビジネスの創出は、地域発展を目指す上で有効であると考えられる。具体的なビジネスの例も加わると、より良くなると考えられる。	御意見の箇所は、取組の方向性について示したものであり、具体的には、お示した方向性に従い、今後取り組んでいくこととしています。
107	3章	33	気候変動に関する施策について、後半部分は具体的であるが、前半部分はあまり反映できないのではないかと。よりグラフなどの数値化により、例えば温室効果ガス削減についても、現在から何%削減するのかなど数字による可視化が必要。この気候変動の施策にも、一般市民が理解しがたい言葉が多く、実際に施行されていないように思われる。	県では、低炭素社会とその先の脱炭素社会の実現に向けて、事業者行動計画書制度に基づく省エネを推進するとともに、気候変動への適応策や再生可能エネルギーの普及に向けた取組を実施しています。 数値目標の設定等の具体的な事項については、本計画に示す方向性に従い、各分野において取組を進めていきます。
108	3章	33	気候変動の施策の方向性として、「脱炭素社会」を目指し、温室効果ガス等の削減に取り組むとあるが、パリ協定に定められた気温上昇を2度以内にするとといった具体的な数値目標を記載することで、計画の達成具合や施策のゴールが分かりやすくなるのではないかと。	
109	3章	33	再生可能エネルギーを、家庭や事業所だけでなく、県としても設置することで家庭等へ導入を促すことができるかと考える。	県庁舎において太陽光パネルを設置するなど、県としても再生可能エネルギーの導入に取り組んでいるところです。いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
110	3章	33	「監視・指導を実施し、法令順守」とあるが、34ページ9行目や40ページ14行目では「遵守」となっている。表記の統一が必要。	「遵守」がより適切であり、記述を統一します。
111	3章	34	環境リスクとその対応についての理解を深めるために、情報を提供してもらう以外に県民にできることは具体的にどのようなことがあるか示してほしい。	各主体の役割として、県民の皆さんについても、自分ごととして環境課題を捉えることが求められるとしているところです。 それぞれの地域や立場等により求められること、できることは異なると考えられますが、例えば、正確な情報および正しい知識を得るとともに、自らの生活等においてどの程度のリスクとなるものか自ら考えることなどが挙げられます。
112	3章	34	「県民の環境リスクに対する関心を充足するとともに、」とあるが、関心を充足するとはどういう意味か。	御意見の表現については、「関心の高まりにこたえる」という趣旨で使用しています。
113	3章	34	3Rだけでなく、「Refuse」も含めた4Rの推進を図っていくことで、レジ袋を断る人が増えれば、プラスチック問題が少しずつ低減されると考える。	御意見のとおり、不要なレジ袋をもらわないことなどがごみのリデュース（発生抑制）につながり、プラスチック問題等の課題の解決にもつながると考えています。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。

NO	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
114	3章	34	廃棄物削減のため、「プラスチック容器の使い捨てゼロの取組」、「過剰なプラスチックの容器包装削減の取組」、「リサイクルを利用した経済効果の期待できる取組」など、事業者や一般の県民が進んで取り組みたくなるような、魅力的な取組や政策づくりを行えば、より循環型社会へ向かうことができるのではないかと考える。	廃棄物の排出削減等の取組を進める方向性については本計画に記載しているところであり、プラスチック製品の排出削減等の具体的な内容については、計画に示す方向性に従い、各分野において取組を進めていきます。
115	3章	34	2R(リデュース、リユース)の強化、適正処理の徹底等、循環型社会だけを考えても様々な取組があり、達成が難しい。	関係団体等と連携した食品ロスの削減推進や廃棄物処理施設への立入検査等をはじめ、循環型社会の形成に向けた取組を引き続き推進していきます。
116	3章	34	廃棄物の焼却に伴うエネルギーの有効利用のイメージがわからないので明記してはどうか。	焼却時の熱を回収し利用することや、発電等が想定されます。 具体的には、計画に示す方向性に従い、各分野において進めていきます。
117	3章	34	食品ロス減量の取組は、飽食大国かつ大量生産・大量消費・大量廃棄国である日本が早急に取り組むべき課題の1つであると考えられるため、滋賀県を発端に食品ロス減量の取組を拡大してほしい。	食品ロスについては、一層削減の推進に取り組む旨を記載しており、この方向性に従い、各分野において取組を進めていきます。
118	3章	34	自然災害における琵琶湖の流木やごみの除去対策について、具体的な方向性があればよい。	琵琶湖岸の流木やごみ等の撤去については、河川管理者や公園等の管理者において、市町等とともに対応しているところです。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
119	3章	34	「2-3 循環型社会」の(2)参考指標にマイバック持参率があるが、どのように把握するのか分からない。調査方法が書いてあればイメージしやすい。	マイバッグ持参率については、買い物時のレジ袋の無料配付の中止について県と協定を締結している事業者へのアンケート調査により把握しています。 なお、マイバック持参率は89.6%(2018年3月)となっています。
120	3章	35	環境に優しいことをするためには、環境問題の現状を知る必要があるため、環境学習はしたほうがよい。また、琵琶湖の保全再生・活用は、生物多様性の保全のためにも、今後も積極的に進めていくべき。	本計画においても、環境学習を推進する旨を記載しているところです。
121	3章	35	環境について学ぶために出前授業を行うべき。環境学習の徹底は、今後の滋賀県のために重要であり有効であると感じた。	県では、環境について学ぶための出前講座を実施するなど、環境学習の推進に取り組んでいるところです。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
122	3章	35	環境学習について、環境保護の意識を高めるために、ただ事実や現場を学ぶだけでなく、よりリアルな映像を小学生時から見ることは効果があると考えられる。 また、環境に良い行動を知っても、行動に移すことはできないので、公共施設や学校での節電・節水などの取組が、家庭生活での取組につながると考える。 私自身も、「環境」について学んでいるので、環境イベントに参加したり、環境にやさしい行動について広めたり、積極的に行動していきたい。	県では、環境学習について、「人育て」と「社会づくり」の双方がかみ合った歯車のように連動して進むギアをイメージして取り組んでおり、「人育て」のギアは回っているものの、今後は持続可能な社会づくりに向けて、「人育て」のギアの「行動する」から「社会づくり」のギアの双方が回ることを意識した事業の推進を図っていく必要があると考えています。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。

NO.	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
123	3章	35	周りの人からは、現在の環境教育により「意識は変わった」という意見が多い。教育を受けているという自覚のある人が多いので、効果を感じられるように教育内容を工夫したり、教育を受ける側の関心を高める必要がある。	
124	3章	35	現在、世界では人口が増え、人間活動が活発なことで様々な環境問題が起きており、「持続可能な社会」を築くためには、現在、起きている問題について、多くの人が知る必要があると考える。 小学生時から「地球温暖化が進行すると将来どうなるか」など、環境保全についてもっと学ぶべきであり、後世に豊かな自然を残すためには、多くの人の正しい理解が必要だと考える。	県では、地球温暖化をはじめ、環境保全に係る普及啓発や環境学習に取り組んでいます。いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
125	3章	35	環境を考える上で、環境を考える「人」を創り出すことになるほどと感じた。専門的な人たちだけが考えるのではなく、子どもや若い人も環境に対する意識を持たせることが重要だと感じた。特に「人育て」「社会づくり」をギアにイメージしているところは大変わかりやすく、このイメージをより広めることが、若い人たちの意識を環境へ導くことができる大きな手段だと思う。	いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
126	3章	35	取組が抽象的なので、具体的に示してほしい。	具体的には、計画に示す方向性に従い、各分野において取組を進めていきます。
127	3章	35	環境リスクへの関心の高まりからその情報提供の必要性についての言及があるが、環境学習の項目で、方向性の一つとして組み込んでいくのが望ましいと考える。	本計画においては、環境学習に係る施策の方向性について、環境リスクを含む、「あらゆる分野を対象として、」取り組める場や機会の充実を図るとしています。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考とさせていただきます。
128	3章	36	3-1環境学習の「(2) 参考指標」として「・環境保全行動実施率」があるが、環境学習施策の進捗状況を点検するためには、「環境学習に関する場を設けた回数」が指標に必要。	「環境学習に関する場を設けた回数」はアウトプット指標であり、「人育て」と「社会づくり」の双方がかみ合った歯車のように連動して進む取組に係る指標としては、アウトカム指標である「環境保全行動実施率」がより適切な指標と考えています。
129	3章	36	自然を持続的に活用するためには、わりばしなどの木材使用の減らし、琵琶湖をできるだけ汚さないことなど自ら心がけるとともに、公共交通機関の利用等、環境に配慮したライフスタイル、ビジネススタイルを実践するべきと考える。	県では、県産木材(びわ湖材)の利用やエコ交通を推進しているところであり、いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
130	3章	36	環境に配慮したライフスタイルについて、自らできることとして、エアコンの設定温度を控え目にする、移動時には自転車や徒歩、公共交通機関を利用することが考えられるが、そのためには省エネ家電や交通の発達・整備が必要である。	県では、地球温暖化防止に向けた「COOL CHOICE(クールチョイス)」の啓発、低炭素社会づくりへの貢献が優れている製品・サービス等を「しが低炭素ブランド」として認定することによる省エネ製品等の普及促進、公共交通機関や自転車の利用促進について取組を進めています。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。

NO	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
131	3章	36	環境に配慮したライフスタイルについて、特に最新の技術を使うことにより、環境にやさしくなること、例えば、マイクロバブルのお風呂では多くの洗剤を使う必要がなくなり、負荷が軽減され、環境に良い影響をもたらすと考える。 また、自らで実行できることとして、夜早く寝ることにより節電したり、ゴミの分別を徹底することが考えられる。	経済・社会システムやライフスタイル等あらゆる観点からのイノベーションの創出が必要であるとしており、最先端の技術を取り入れた環境に配慮したライフスタイルを作ることを含むものと考えています。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
132	3章	36	県民一人ひとりが個人的に意識を変えていくことが環境保護につながると考える。 最先端の技術を取り入れたライフスタイルを作り上げ、環境を保護していくことについて、例えば、マイクロバブルや電気を使わない洗濯機は、これらの使用で洗剤の使用が圧倒的に減り、水質汚濁の防止につながるため、このような技術をもつ企業と連携することで更なる環境保護が期待できると考える。	
133	3章	36	ライフスタイルについて、様々な問題にそれを防ぐ「技術革新」ができれば、環境問題を解決できるのではと考える。 また、自分の出来ることとして、ゴミの分別や早めの就寝による節電、集団行動による電気・ガスの使用の集中化が考えられる。	
134	3章	36	ライフスタイルについて、個人で出来る環境に配慮したライフスタイルとして、例えば、夏は扇風機を上手に活用して、エアコンの空気を循環させたり、自転車などのエコな乗り物での移動などが必要と考える。 また、企業では環境に配慮したビジネススタイルとして、残業を減らし電気使用を減らすこと、クールビズなどが考えられる。	県では、日常生活や事業活動における環境配慮の行動の例を示す「環境への配慮のための指針」を定めているところです。 いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
135	3章	36	これからのライフスタイルは、環境に配慮した生活とすべきであり、琵琶湖の水や農作物などの自然の恵みを持続的に活用し、地元で消費する事で、輸送を減らし地元を繁栄させる「地産地消」や各世帯に太陽光発電パネル設置などが必要と考える。 しかし、一番大切なことは、個人個人の小さな努力で少しずつ環境は良くなっていくということである。	
136	3章	36	ライフスタイルについて、人間は快適さを求めすぎているため、快適さと環境、この両方を考えていく社会にしなければならないと感じる。	
137	3章	36	ライフスタイルについて、環境に配慮したものとしては、住宅屋根への太陽光パネルの設置、CO2を排出しない交通手段の選択、電気自動車等の開発、残業を減らし節電するなどが考えられ、地産地消を進めることで、輸送の削減や新鮮に食品を届けること、自然の恵みを持続的に活用し、琵琶湖の水、紙と木材の使用を減少することが必要である。今からでも始められるエコな活動を地球温暖化抑制のため進んで実行していきたい。	

NO	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
138	3章	36	滋賀の「自然と共生した暮らし」や環境に関して滋賀県が長年取り組んできたことは、全世界に提供できる素晴らしいもの。一般の観光客だけでなく、行政や教育・研究機関等を対象とした環境に関する視察ツアー等を実施することで、全世界にもっとオンリーワンである琵琶湖・滋賀ならではの価値を提供できるのではないかと。	県では、環境学習船「うみのこ」を活用した県外小学生との交流航海や、公益社団法人びわこビジターズビューローと連携した海外の現地旅行会社やメディアを招聘したファミトリップを実施しており、琵琶湖や滋賀の魅力や価値の発信に取り組んでいます。いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
139	3章	36	単に清掃活動の実施を呼びかけるのではなく、体を動かすことが自分自身の健康につながることにアピールするなど、環境保全の活動に参加することが様々なメリットがあることをもっと発信してはどうか。	施策展開に当たっては、トレードオフの関係の解消に努めると同時に、各施策・取組の相乗効果を高め、課題の同時解決につなげることが必要である旨を記載しているところです。
140	3章	36	他分野と連携して環境配慮行動につながる取組を行うとあるが、ビワイチは人が限定されているので、エコツーリズムでの取組を強化していくのがよいと思う。	いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
141	3章	36	ビワイチやエコツーリズムは、琵琶湖があり自然豊かな滋賀県でなければ出来ない活動であり、とてもよいと感じている。しかし、その活動による環境への良い影響、悪い影響は分からない。滋賀県のみでもよいので、看板やポスターで掲示すれば、ただ参加するだけでなく、意識が変わってくると思う。	
142	3章	36	ビワイチへの意見だが、自転車でする人が多く、車道を走ることが規則だが、車の運転者にとって自転車を何台もすれすれに追い越しをするのは怖い。自転車専用道路の建設を進めて欲しい。	県では、安全かつ気軽にサイクリングを楽しめる環境づくりや「ビワイチルール」の意識づけといった取組を進めているところです。いただいた御意見は、取組を進める上で参考とさせていただきます。
143	3章	36	地産地消を進めれば、輸送時の排出ガスや輸送費を抑えられるとともに、地域の活性化にもつながると考える。	県では、「おいしが うれしが」キャンペーンを実施するなど、地産地消を推進しています。いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
144	3章	36	びわ湖環境ビジネスメッセの出展者数は増加傾向であるが、商談件数は減少気味となっている。企業間で交流する場面を増やせば良いと考える。	いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。
145	3章	36	治山施設の適切な点検と情報の更新は、琵琶湖・海・里にも影響する山の健康状態を良好に保つための良い取組だと思う。	いただいた御意見は、取組を進める上で参考とさせていただきます。
146	3章	37	グリーンインフラを整えるということは、既存インフラを壊し、新しくつくるのか、それとも既存インフラを活用するのか。また、グリーンインフラは景観はよいが、インフラとして十分な強度があるのか。	グリーンインフラの取組を進めるに当たっては、既存インフラを壊すということではなく、今後の社会資本整備において、従来の手法とグリーンインフラを適切に組合せ、双方の特性を活かしてインフラとしての機能を十分発揮するよう努めてまいります。
147	3章	37	グリーンインフラを整えるメリットを具体的に示してほしい。	防災・減災、地域振興、環境配慮等の地域が抱える様々な課題へ対応するため、自然環境が有する多様な機能を賢く活用したグリーンインフラの取組を進めることにより、自然と共生した安全安心で魅力的な県土づくりにつながると考えています。

NO	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の方針
148	3章	37	グリーンインフラの取組の方針自体は評価できるが、そのソフト面の取組はイメージが沸かず、さらに自然の機能の活用については抽象的であり、どういった機能を活用の対象とするのか具体化すべきだと感じる。ただ、実際の取組としては、予算などの理由で、壁面緑化などの簡単な取組に終わってしまうのではないかなと思う。	ソフト面については、①良好な景観を創出し、インフラに対する愛護意識を醸成するため、道路や河川等の管理への地域住民の参画。②水害に強い地域づくりのため、自然の有する雨水貯留・地下浸透機能を活用する等の流域治水の総合的な推進などの取り組みを考えています。いただいた御意見は、今後具体的な計画策定を進める上で参考とさせていただきます。
149	3章	37	情報をより受け取りやすくするために、具体的な情報発信の方法を明らかにしてほしい。	定期的に滋賀県環境審議会において報告するとともに滋賀県ホームページにおいて公表するほか、光化学スモッグ注意報等については、しらしがメールにより即座に県民向けにお知らせするなどしているところなど。
150	4章	39	「各主体」は、従来、県民、各種団体、事業者、県という枠組みだが、ここに「市町」を加えることが必要と感じる。第3章までの整理では、市町の更なる積極的行動が求められる内容になっており、市町の取組なしに実現不可能なものが大半である。セクター間の横連携だけでなく、国－県－市町の縦連携が、より重要になるのではないかな。 また、40ページ28行目において、「市町との連携」との表記があり、各自治体の独立性を担保するための表現だろうが、本計画の実現には、もう一歩踏み込みが必要と思われる。県内には、「地産地消」「地域経済循環」「地域の支え合い」「サステナビリティ指標」など、全国的にも先進的な活動が多く、これらの優れた施策は、本計画の達成に重要な力になると思われる。 (整理イメージ) (4)市町の役割 ※県の役割は(5)へ ・環境の保全等にかかる、地域の課題や個性を活かした施策の推進 ・本計画の施策や指標等に関する市町計画との緊密な連携と定期的な調整 ・「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の実現」に向けた市町間連携の推進 など	市町の役割については、地方分権の観点から本計画に記載することが適当でないと考えていますが、計画に掲げる目指す将来の姿の実現のためには市町との連携が必要であることから、県の役割において、市町との連携を推進する旨を記載しています。
151	4章	39	県民の役割が示されていることはありがたい。行動意欲等にもつながるので、県民の行動がどのような結果をもたらしているのか具体的に示していただきたい。	これまでの環境の悪化や改善といった変化は、私たちの経済・社会活動の結果であり、その例として、石けん運動等の結果が琵琶湖の水質の改善につながっていることなどを記載しています。
152	4章	39	地域資源を「活かす」取組として挙げられている「ビワイチ」が、本当に地域環境の保全に適しているのか。琵琶湖が身近すぎて、わざわざ休日に「ビワイチをしよう」と考え、行動できる人は少ないと思われる。	「ビワイチ」のように地域資源に触れ、活用する取組を実施することは、「守る」と「活かす」の循環を生み出す上で重要と考えています。
153	4章	40	県が「うみのこ」などの環境学習をただ行うのではなく、その後学校でグループ発表を行い、琵琶湖をきれいにするにはどうしたらよいかなどの意見を出し合い、その意見を学校でまとめて県に提出すれば、琵琶湖の環境保全の貴重な意見になるのではないかな。	環境学習については、「子育て」と「社会づくり」の双方がかみ合った歯車のように連動して進むような取組を進めるとしているところであり、いただいた御意見は、取組を進める上で参考にさせていただきます。

NO	章	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
154	4章	40	滋賀県が未来に向けてどのような計画を立てているのか興味を引いた。この計画について、現在のことでなく未来のこと考えた計画だとの印象を受けた。 環境が地域社会の下積みであると考えたとともに、高齢化が進む中でより良い生活を送れるように計画を立てていただくことに期待し、具体的にどのような取組をされるのか知りたい。	本計画については、本県もかつて経験したことのない高齢化と人口減少局面を迎える中、環境が経済・社会活動の基盤であるという関係性を踏まえ策定するとともに、各分野の施策の方向性を示すものです。 具体的には、計画に示す方向性に従い、各分野において取組を進めていきます。
155	4章	41	効果はどのように判断するのか。	具体的には、計画に示す方向性に従い、各分野において取組を進めるとともに、計画の進捗状況については、各分野の取組や社会情勢の変化等の状況を把握し、効果的な施策が講じられているか点検することとしています。

55	2章	22	経済、社会と関わり、パンダの恵みがあることを述べている。また、SDG・パリ協定の世界にも適用するよう見解が加げられており、グローバルな取り組みの重要性が述べられている。	SDG・パリ協定の世界にも適用するよう見解が加げられており、グローバルな取り組みの重要性が述べられている。
56	2章	24	「環境政策に準拠する環境への取り組み」が「環境政策」という。これは、環境政策の重要性を示す、10ページで述べられている。また、この政策は、環境政策の重要性を示す、10ページで述べられている。	「環境政策に準拠する環境への取り組み」が「環境政策」という。これは、環境政策の重要性を示す、10ページで述べられている。また、この政策は、環境政策の重要性を示す、10ページで述べられている。
57	2章	25	「環境政策に準拠する環境への取り組み」が「環境政策」という。これは、環境政策の重要性を示す、10ページで述べられている。また、この政策は、環境政策の重要性を示す、10ページで述べられている。	「環境政策に準拠する環境への取り組み」が「環境政策」という。これは、環境政策の重要性を示す、10ページで述べられている。また、この政策は、環境政策の重要性を示す、10ページで述べられている。
58	2章	26	滋賀県が目指す将来の姿や目標が明確に記述されている。分かり易かった。「目標」については、琵琶湖がある滋賀県が環境保全を率先して取り組むことで、日本全体の環境も良くなるという良い循環が起これと考えられ、この目標は滋賀県にふさわしいと考える。	計画の内容について、明確な目標が示されている。分かりやすく記述されている。また、計画に示す目標を達成して、各分野において取組を進めていきます。